

経過観察健診実施要領

1 目的

乳幼児健康診査等において、運動発達および精神発達等で経過観察を要すると判断された乳幼児の発達を確認することにより、疾病を早期に発見し、早期治療につなげるとともに、健全な成長を促すために、個々の乳幼児の特性に応じた適切な指導を行うことを目的とする。

2 健康診査の種類

2次健康診査とする。

3 対象者

- (1) 乳幼児健康診査において、運動発達や精神発達等について「要指導」と判断された乳幼児
- (2) 医療機関から運動発達や精神発達等について経過観察健診の依頼があった乳幼児
- (3) 保護者から発育や発達に関する相談があった乳幼児

4 健診の通知

乳幼児健康診査保健指導時または、保護者からの相談時に日程を案内する。

5 実施方法

小児科医師，保健師，看護師，理学療法士および事務職員により実施する。

6 健康診査の流れ

受付→問診→計測→診察→訓練→保健指導

7 事後措置

受診者の保護者に対し、健診の結果を通知するとともに、必要に応じ適切な指導を行う。

- (1) 健康診査の結果，異常が認められた場合は，診断を確認するため専門機関への受診を勧め，事後措置の徹底を図る。
- (2) 引き続き指導が必要な場合には，経過観察健診の再受診を勧める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。